

令和3年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験実施要項

〈令和3年6月7日改正版〉

沖縄県教育委員会

主なスケジュール（予定）

◆願書の受付 令和3年4月2日（金）～4月26日（月）（郵送のみ）

◇電子申請入力期間・・・令和3年4月2日（金）0時～4月26日（月）15時59分

※手書き申請書の請求・・・令和3年4月2日（金）以降

○第1次選考試験日 令和3年7月11日（日）

第1次合格発表：令和3年8月上旬

○第2次選考試験日 令和3年8月13日（金）～8月15日（日）

最終合格発表：令和3年9月下旬

※台風等で延期になる場合のスケジュールは、「17 暴風雨時等の対応（18ページ）」参照

主管課 沖縄県教育庁学校人事課（〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 13階）

沖縄県公立学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）教員等の採用に当たり、次のとおり教員候補者選考試験を実施する。

1 選考で重視する視点

次の「求める教員像」に合致する者を選考する。

- 人間性豊かで、教育者としての使命感と幼児児童生徒への教育的愛情のある教員
- 幅広い教養と教育に関する専門的知識・技能を有し、常に学び続ける実践的指導力のある教員
- 沖縄県の自然、歴史及び文化に誇りをもち、多様性を受容し、グローバルな視点を兼ね備えた教員
- 豊かなコミュニケーション能力を有し、組織力を活用できる総合的な人間力を持った教員

2 試験に関する連絡

試験に関する連絡は、次のインターネット上のウェブページで行う。随時確認すること。

<https://www.pref.okinawa.jp/edu/jinji/saiyo/koritsu/index.html>

なお、暴風雨時の試験実施・延期等についてなど、緊急を要する連絡については次のアドレスでも行う（携帯電話対応）。右の二次元コードも利用できる。

<https://www.pref.okinawa.jp/edu/jinji/saiyo/koritsu/kinkyu.html>

また、試験について緊急の連絡がある場合は、番号098-866-2730から電話することがあるので、各自携帯電話等に登録し、着信があった場合は後刻折り返すこと。



3 募集校種・教科等

校種等	教科等	採用予定者数
(1) 小学校教諭等		200名程度
(2) 中学校教諭等	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	100名程度
(3) 高等学校教諭等	国語、地理歴史、公民、数学、理科（物理）、理科（化学）、理科（生物）、保健体育、音楽、美術、英語、家庭、情報、農業、商業、水産、工業（機械）、工業（電気）、工業（建築）、工業（土木）、家庭（調理）	50名程度
(4) 特別支援学校小学部教諭等		12名程度
(5) 特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）	保健体育、音楽、美術	5名程度
(6) 養護教諭等		12名程度

注意事項

- ① 校種等(3)「家庭（調理）」は、特別選考でのみ募集する。
- ② 1人が受験できるのは、上記のうちいずれかの校種等に限り、校種等の中にさらに教科等の区分がある場合は、そのうちのいずれかの教科等に限る。
- ③ 校種等(2)、(3)の区分で合格した者のうち一部は、特別支援学校中等部又は高等部に配属になることがある。
- ④ 「教諭等」には、任用の期限を付さない常勤講師を含む。なお、日本国籍を有しない者を採用する場合には、任用の期限を付さない常勤講師とする。

4 受験資格

次のすべてに当てはまる者とする。

- (1) 昭和51年4月2日以降に出生した者（特例対象者は、昭和50年4月2日以降に出生した者）
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の規定に該当しない者
- (3) 活字印刷又は点字により出題される試験に対応できる者
- (4) 令和4年4月1日時点で有効な、受験する教科等の教育職員普通免許状（以下「免許状」という。）を所有している（令和4年3月31日までに取得見込みの場合を含む。以下同じ。）者で、有効期限の更新又は更新講習修了確認をする必要がある場合、必要な手続を同日までに終えることができる者。ただし、高等学校教員資格認定試験合格により授与された看護、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の普通免許状は除く。
 - ① 「3 募集校種・教科等（1ページ）」の校種等(5)の校種等については、中学校又は高等学校のどちらかの免許状のみで受験することができる。
 - ② 「3 募集校種・教科等（1ページ）」の校種等(3)「水産」は、「商船」の免許状でも受験することができる。
 - ③ 「3 募集校種・教科等（1ページ）」の校種等(2)、(3)、(5)の「保健体育」は、「保健」の免許状では受験することができない。
 - ④ 「3 募集校種・教科等（1ページ）」の校種等(4)「特別支援小学部」については小学校の免許状、校種等(5)「特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）」については中学校又は高等学校の対応する教科の免許状のほか、1以上の領域における特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。）がなければならない。ただし、1以上の領域における特別支援学校教諭免許状を採用後5年以内に取得する意思があればよいものとする。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜粋

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法（昭和22年法律第26号）抜粋

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

特例対象者（次の特例に該当する者で、令和2年の提出期日までに特例希望届を提出した者）

令和2年度実施の本選考試験において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため止むを得ず受験できなかった者に対する特例

- ① 受験年齢制限上限の受験者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため止むを得ず第1次試験を受験できなかった者に対しては、特例で令和3年度実施沖縄県教員候補者選考試験の受験を認める。
- ② 第1次試験を合格した受験者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため止むを得ず第2次試験の受験ができなかった者に関しては、特例で令和3年度実施沖縄県教員候補者選考試験における第1次試験の免除を認める。

5 選考の種類

「一般選考」「身体に障がいのある者を対象とした特別選考」「スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考」「特定の資格を有する者を対象とした特別選考」の4種類の選考を行う。

(1) 一般選考

	校種・教科等	第1次試験(7/11)	第2次試験(8/13～8/15)
ア	小学校教諭等、イ～エを除く中学校教諭等、高等学校教諭等及び養護教諭等	・筆記試験 (専門試験並びに一般教養及び教職教養試験。)	・個人面接(模擬授業等含む)
イ	中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「美術」「家庭」の教科	※ 専門試験「英語」及び「音楽」では、音声による出題を含む。	・個人面接(模擬授業等含む) ・実技試験
ウ	中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「保健体育」の教科		・個人面接(模擬授業等含む) ※「保健」模擬授業とする。 ・「体育」模擬授業
エ	中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「英語」の教科		・個人面接(模擬授業等含む) ・英語筆記試験(英作文)
オ	特別支援学校小学部教諭等及び特別支援学校中学部・高等部教諭等(共通)のうち「音楽」の教科		・個人面接(模擬授業等含む) ・特別支援学校専門筆記試験
カ	特別支援学校中学部・高等部教諭等(共通)のうち「美術」の教科		・個人面接(模擬授業等含む) ・特別支援学校専門筆記試験 ・実技試験
キ	特別支援学校中学部・高等部教諭等(共通)のうち「保健体育」の教科		・個人面接(模擬授業等含む) ・特別支援学校専門筆記試験 ・「体育」模擬授業

受験に際しての配慮を希望する者は、沖縄県教育庁学校人事課(電話:098-866-2730、FAX:098-866-2724)まで問い合わせること。ただし、希望内容によっては、試験の実施上配慮できない場合もある。

(2) 身体に障がいのある者を対象とした特別選考

最終合格者見込み数	若干名
受験資格	「3 募集校種・教科等(1ページ)」の(2)から(5)までのいずれかの校種・教科等を受験する者で、一般選考の受験資格に加え、身体障害者手帳の交付を受けており、その障がいの程度が1級から6級までの者
提出書類	一般選考の出願書類に加えて「身体に障がいのある者を対象とした特別選考申請書(様式1)」を提出すること。
留意事項	① 試験は原則として一般選考と同様に行い、合否の判定は一般選考と別に行う。 ② 受験に際しての配慮を希望する者は、提出書類(様式1)にある該当欄にその内容を記入すること。 ③ 本特別選考の受験資格を満たしていても、本特別選考を受験せず一般選考試験を受験することも可能である。

(3) スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考

最終合格者見込み数	若干名
受験資格	<p>一般選考の受験資格に加え、次の①又は②の条件に該当する者</p> <p>① スポーツ分野 中学校教諭等又は高等学校教諭等のうち「保健体育」を受験する者で、学校教育活動に資すると認められる種目において秀でた技能・実績を持ち、国際的規模の競技会（オリンピック、ワールドカップ、世界選手権、IOCに加盟している国際競技団体が主催するアジア競技大会(OCA主催)）に日本代表として出場し、優秀な成績を収めた者やその指導者</p> <p>② 芸術分野 中学校教諭等又は高等学校教諭等のうち「音楽」「美術」を受験する者で、受験する教科に関連する分野において秀でた技能・実績を持ち、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた者やその指導者</p>
提出書類	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。</p> <p>① 「スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考申請書（様式2-1）」</p> <p>② 「スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考課題作文（様式2-2）」</p> <p>③ 国際的な競技会、コンクール、展覧会等に参加した証明書、大会要項の写し、大会結果の新聞記事、賞状の写し、競技団体が発行する成績証明書等、実績を証明するもの。日本語以外の言語で記載されているものは、その日本語訳も添付すること。</p>
留意事項	<p>① 審査の結果、特別選考に該当するか否かは6月下旬までに通知する。</p> <p>② 資格に該当すると認められた者は、第1次試験を免除し、第2次試験を受験する。第2次試験の詳細については、一般選考試験の第1次試験合格通知と同時期に発送する。</p> <p>③ 資格に該当すると認められなかった者には、第1次試験の受験票を送付する。</p> <p>④ この特別選考により第1次試験の免除を受けられるのは、1回までとする。</p>

(4) 特定の資格を有する者を対象とした特別選考(高等学校教諭等「家庭(調理)」)

最終合格者見込み数	若干名
受験資格	<p>一般選考の受験資格に加え、次の①から②のすべてに該当する者</p> <p>① 高等学校の「家庭」の免許状を所持する者</p> <p>② 調理師免許を有する者</p>
提出書類	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。</p> <p>① 「職務経歴書（様式3）」</p> <p>② 専門調理師又は調理師免許の資格を有することを示す書類の写し</p>
留意事項	<p>① 特別選考に該当するか否かは6月下旬までに通知する。</p> <p>② 資格に該当すると認められた者は一般選考の第1次試験を受験し、第1次試験に合格した場合は、第2次試験における「個人面接（模擬授業等含む）」のみ受験する。</p> <p>③ 資格に該当すると認められなかった者は一般選考の高等学校教諭等「家庭」を志願したものとす。</p> <p>④ 本選考により採用された者の勤務地は、原則として調理師養成課程を有する高等学校とする。</p>

6 第1次試験における一部試験免除・加点

次の(1)に該当する者で、第1次試験における一部試験免除を希望する者に対しては、第1次試験の一般教養及び教職教養試験を免除し、専門試験を課す。なお、一部試験免除を希望する者は、必ず電子申請で願書を作成し、電子申請の方法で出願しなければならない。(特例対象者は、学校人事課から送付する所定様式で希望する。)

(1) 本県臨任等の経験を有する者を対象にした一部試験免除

<p>免除を受ける資格</p>	<p>次の①から③のすべてを満たしていること。</p> <p>① 本県の国公立学校（県立、市町村立又は国立大学法人附属の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。）における正規任用の教諭、常勤講師及び養護教諭、臨時的任用の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び常勤講師並びに非常勤講師（令和2年度からは会計年度任用職員の非常勤講師をいう。以下同じ。）（以下「臨任等」という。）としての勤務経験を、平成26年4月から令和3年3月までの間に通算して60月以上有していること。ただし、非常勤講師の勤務経験は実際の勤務月数の8割として計算する。</p> <p>② 令和3年4月以降の臨任等経験として、次のア又はイのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 令和3年4月から出願までの間に、本県の国公立学校での臨任等としての勤務経験があること。</p> <p>イ 令和3年4月から本県の公立学校での臨任等としての勤務を希望し、令和3年3月末日までに学校人事課又はいずれかの教育事務所にその旨の登録を行っていること。</p> <p>ただし、令和3年4月以降の臨任等の任用を断ったり、その連絡に応じない等の場合は、原則として免除の対象としない。</p> <p>臨任等の任用に係る連絡に応じられるよう、臨任等の勤務希望を登録した教育事務所及び学校人事課の電話番号を事前に確認すること。</p> <p>③ 出願年度の4月1日現在で、本県の正規任用の教職員として勤務していないこと。</p>
<p>提出書類</p>	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。なお、この一部試験免除を希望する者は、必ず電子申請で願書を作成しなければならない。</p> <p>① 「一部試験免除・加点申請票（様式4）」</p> <p>② 「臨任等経験確認表（様式5-1）」</p> <p>③ 対象となる期間の、臨任等として勤務したときの人事異動通知書、任用通知書、雇用契約書等のいずれかの写し（以下「辞令等の写し」という。）。</p> <p>ア 沖縄県教育委員会以外（本県の市町村教育委員会又は国立大学法人附属学校。以下同様。）が任用する臨任等として勤務した期間の辞令等の写しは、必ず提出すること。</p> <p>イ 沖縄県教育委員会が任用する臨任等として勤務した期間の辞令等の写しについては、提出は不要である。</p>
<p>留意事項</p>	<p>① 提出書類③アにおける辞令等の写しはA4版で作成すること。写しの右下端に受験する校種・教科等及び氏名を記入すること。</p> <p>② 経験年数の数え方について</p> <p>ア 1か月のうち、1日でも任用があった月は1月と数える。ただし、二重に計上することはできない。同一の月に非常勤講師とそれ以外の任用経験がある場合、非常勤講師以外としての経験があるものとみなす。</p> <p>イ 経験月数は継続している必要はない。また、臨任等経験は受験する校種・教科等と同一である必要はない。</p> <p>ウ 沖縄県教育委員会以外が任用した者である場合、臨任等と同等の職として発令され、又は契約し、単独で学習指導要領に定められた教科の授業を担当している者が該当する。</p> <p>エ 沖縄県教育委員会以外が任用した者である場合、正規教員と比べて勤務時間が短いものは非常勤講師としての経験とみなす。</p> <p>オ 学校事務職員、実習助手、指導員（英語、寄宿舎等）、支援員（学習、生徒指導等）、特別支援ヘルパー、サポーター、補助員、プール監視員等は該当しない。</p> <p>カ 幼稚園、大学、高等専門学校、私立学校、職業能力開発校、農業大学校等は除く。特別支援学校幼稚部は含む。</p> <p>③ 提出書類③アにおける辞令等の写しを紛失等により所持していない場合は、「在職証明書（様式5-2）」を提出すること。在職証明書発行者は、本県の市町村教育委員会又は国立大学法人附属学校の任用者である。</p> <p>④ 免除の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。</p> <p>⑤ 免除を受ける者は、第1次試験当日、専門試験の終了後に試験場を退出すること。会場内では試験が実施中であるため、静粛を保つこと。</p> <p>⑥ 免除を受けられなかった場合、通常の受験者と同様に一般教養及び教職教養試験を受験すること。</p> <p>⑦ 一部試験免除を受けた場合、一般教養及び教職教養試験の得点は、専門試験の得点率と同様として計算して合否を判定する。</p>

次の(2)から(6)までのいずれかに該当する者で、第1次試験における加点を希望する者に対しては、第1次試験の得点に加点する。なお、複数に該当する場合、加点は最大で20点とし、加点の結果は満点を超えないものとする。

また、いずれかの加点を希望する者は、必ず電子申請で願書を作成し、電子申請の方法で出願しなければならない。
(特例対象者は、学校人事課から送付する所定様式で希望する。)

(2) 特定の資格を有する者を対象にした加点(特別支援学校免許等)

加点を受ける資格	令和3年3月末日までに授与された1以上の領域における特別支援学校教諭普通免許状(盲・聾・養護学校普通免許状を含む。)を有しており、出願時に提出書類②の提出が可能であること。
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。 ① 「一部試験免除・加点申請票(様式4)」 ② 対象となる免許状の写し又は免許状授与証明書(原本)
留意事項	① 免許状の写しはA4判で作成すること。免許状授与証明書は原本を提出すること。写しの右下端に受験する校種・教科等及び氏名を記入すること。 ② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。 ③ 該当する者は、免許の領域の種類や数にかかわらず、第1次試験の得点に15点を加点する。

(3) 特定の経験を有する者を対象にした加点(国際貢献活動)

加点を受ける資格	青年海外協力隊その他のボランティア(独立行政法人国際協力機構が派遣するものに限る。)として、海外に2年以上派遣された経験を有しており、出願時に提出書類②の提出が可能であること。
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。 ① 「一部試験免除・加点申請票(様式4)」 ② 独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局長が発行した派遣証明書(原本)
留意事項	① 派遣証明書の右下端に受験する校種・教科等及び氏名を記入すること。 ② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。 ③ 該当する者は、第1次試験の得点に20点を加点する。

(4) 特定の資格を有する者を対象にした加点(海技免状)

加点を受ける資格	次の①から③のすべてを満たしていること。 ① 高等学校教諭等「水産」を受験する者で、三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格又はこれらより上級の資格の海技士、又は海技士(内燃機関)の資格を有していること。 ② ①の資格を取得してから1年以上の乗船経験を有すること。 ③ 出願時に提出書類②及び提出書類③の提出が可能であること。
提出書類	一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。 ① 「一部試験免除・加点申請票(様式4)」 ② 海技免状の写し ③ 乗船経験を証明する書類(船員手帳の写し等)
留意事項	① 写しはA4版で作成すること。写しの右下端に受験する校種・教科等及び氏名を記入すること。 ② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。 ③ 該当する者は、第1次試験の得点に10点を加点する。

(5) 特定の資格を有する者を対象にした加点（英語に関する資格）

<p>加点を受ける資格</p>	<p>次の①又は②のいずれかを満たしており、出願時に提出書類②の提出が可能であること。</p> <p>① 小学校教諭等又は特別支援学校小学部教諭等を受験する者で、次のいずれかの資格を有する者</p> <p>ア 英語に係る中学校又は高等学校教諭普通免許（令和3年3月末日までに授与されたものに限る。）</p> <p>イ 実用英語技能検定準1級以上、TOEFL iBT® 72点以上又はTOEIC® Listening&Reading Test 785点以上のいずれか</p> <p>② 中学校教諭等「英語」又は高等学校教諭等「英語」を受験する者で、次のいずれかの資格（出願の2年前の4月1日以降に受験し、取得したものに限り。）を有する者</p> <p>ア 実用英語技能検定1級、TOEFL iBT® 95点以上又はTOEIC® Listening&Reading Test 945点以上のいずれか</p> <p>イ 実用英語技能検定準1級、TOEFL iBT® 72点以上又はTOEIC® Listening&Reading Test 785点以上のいずれか</p>
<p>提出書類</p>	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。</p> <p>① 一部試験免除・加点申請票（様式4）</p> <p>② 対象となる資格を証明する書類</p> <p>ア 英語に係る中学校又は高等学校教諭普通免許 → 「免許状の写し又は免許状授与証明書（原本）」</p> <p>イ 実用英語技能検定 → 「合格証明書又は合格証書（原本）」</p> <p>ウ TOEFL iBT® → 「Test Taker Score Report（郵送による受験者用控えスコアレポート）（原本）」</p> <p>エ TOEIC® Listening&Reading Test → 「Official Score Certificate（公式認定証）（原本）」</p>
<p>留意事項</p>	<p>① 資格を証明する書類の右下端に受験する校種・教科等及び氏名を記入すること。なお、提出書類②アにおける免許状の写しはA4版で作成すること。写しの右下端に受験する校種・教科等及び氏名を記入すること。</p> <p>② 資格を証明する書類の詳細については、それぞれの検定等の実施者に問い合わせること。</p> <p>③ 中学校教諭等及び高等学校教諭等を受験する者が加点を受ける場合には、指定した期間以前に取得した級及びスコアは該当しない。加点を希望する場合は、該当する期間に再度取得すること。</p> <p>④ 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。</p> <p>⑤ 第1次試験の得点に、加点を受ける資格①ア又は資格①イに該当する者には15点、加点を受ける資格②アに該当するものには20点、加点を受ける資格②イに該当する者には5点をそれぞれ加点する。</p>

(6) 特定の資格を有する者を対象にした加点（司書教諭に関する資格）

<p>加点を受ける資格</p>	<p>次の①から②のすべてを満たしていること。</p> <p>① 司書教諭の資格を有していること。</p> <p>② 出願時に提出書類②の提出が可能であること。</p>
<p>提出書類</p>	<p>一般選考の出願書類に加えて、次のものを提出すること。</p> <p>① 「一部試験免除・加点申請票（様式4）」</p> <p>② 司書教諭に関する修了証書の写し</p>
<p>留意事項</p>	<p>① 写しはA4版で作成すること。写しの右下端に受験する校種・教科等及び氏名を記入すること。</p> <p>② 加点の可否は受験票に記載して通知する。なお、提出書類は一切返却しない。</p> <p>③ 該当する者は、第1次試験の得点に5点を加点する。</p>

7 第1次試験

※新型コロナウイルス感染症等による不測の事態等の対応により、止むを得ず実施方法等を変更する場合もある。
実施方法等を変更する場合の連絡方法は、「2 試験に関する連絡」を参照のこと。

(1) 試験期日及び会場

試験期日	令和3年7月11日（日曜日）
試験会場	・那覇市及びその周辺 ※県立那覇高校、県立那覇商業高校、県立小禄高校、県立浦添高校、県立那覇国際高校及び県立那覇西高校を予定しているが、これら以外の会場になる場合もある。具体的な会場名は受験票に記載して通知する。
提出書類	・受験調書（様式6） ・健康状態申告書（様式7）

(2) 試験日程

	午前の部			午後の部		
時間	8:35～9:00	9:00～10:00	10:30～11:20	13:35～14:00	14:00～15:00	15:30～16:20
内容	諸注意	・筆記試験 （専門試験）	・筆記試験 （一般教養及び教職教養試験）	諸注意	・筆記試験 （専門試験）	・筆記試験 （一般教養及び教職教養試験）
所要時間	25分	60分	50分	25分	60分	50分

※【午前の部】の集合時刻は8:35、各試験教室への入室許可時刻は8:00とする。

【午後の部】の集合時刻は13:35、各試験教室への入室許可時刻は13:00とする。

(3) 試験の内容

試験は、マークシート方式による筆記試験で行う。

- ① 専門試験は、各教科等の学習内容及び学習指導要領等から出題する。
 - ア 小学校教諭等及び特別支援学校小学部教諭等の試験では、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、外国語活動、総合的な学習の時間、特別の教科道徳等の内容から出題する。また、中学校から高等学校程度の内容も出題範囲に含む。
 - イ 中学校教諭等の試験では高等学校程度の内容も出題範囲に含む、高等学校教諭等の試験では中学校程度の内容も出題範囲に含む。また、いずれも大学初級程度の内容を含む。
 - ウ 高等学校教諭等「理科（物理）」「理科（化学）」及び「理科（生物）」では、それぞれの分野に限らず理科全般から出題する。「工業（機械）」「工業（電気）」「工業（建築）」及び「工業（土木）」も同様とする。
 - エ 「英語」及び「音楽」では、音声による出題を含む。
- ② 一般教養は、自然科学、社会科学、人文科学等の分野から出題する。
- ③ 教職教養は、教育法規、教育原理、教育心理、学習指導等の分野から出題する。
- ④ 学習指導要領は、平成31年3月末日までに公示されたもののうち、最新のものから出題する。
- ⑤ 法令、制度等は、令和3年3月末日までに施行されたもののうち、最新のものから出題する。

8 第2次試験

※新型コロナウイルス感染症等による不測の事態等の対応により、止むを得ず実施方法等を変更する場合もある。
実施方法等を変更する場合の連絡方法は、「2 試験に関する連絡」を参照のこと。

(1) 試験期日・会場・試験内容

期日	令和3年 8月13日(金) (1日目)	令和3年 8月14日(土) (2日目)	令和3年 8月15日(日) (3日目)	
会場(予定)	・県立那覇高校	・県立那覇高校 ・県立小禄高校	・県立小禄高校	
試験内容	ア 小学校教諭等、イ～エを除く中学校教諭等、高等学校教諭等及び養護教諭等	・個人面接(模擬授業等含む) ※いずれか1日 (小学校教諭等は〈1日目〉に実施)		
	イ 中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「美術」「家庭」の教科	・個人面接(模擬授業等含む) ※いずれか1日 ・実技試験 (個人面接と実技試験は同日に実施)		
	ウ 中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「保健体育」の教科		・「体育」模擬授業	・個人面接(模擬授業等含む) ※「保健」模擬授業とする
	エ 中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「英語」の教科		・英語筆記試験(英作文)	・個人面接(模擬授業等含む)
	オ 特別支援学校小学部教諭等及び中学部・高等部教諭等(共通)のうち「音楽」の教科		・特別支援学校専門筆記試験	・個人面接(模擬授業等含む)
	カ 特別支援学校中学部・高等部教諭等(共通)のうち「美術」の教科		・特別支援学校専門筆記試験 ・実技試験	・個人面接(模擬授業等含む)
	キ 特別支援学校中学部・高等部教諭等(共通)のうち「保健体育」の教科		・特別支援学校専門筆記試験 ・「体育」模擬授業	・個人面接(模擬授業等含む)
主な提出書類	・面接調書(別紙様式) ・健康状態申告書(様式7)			

※ 各試験の集合場所・開始時刻等の詳細については、第1次試験合格者に対して通知する。

※ 面接調書(別紙様式)等の提出書類は、第1次試験合格者に対して送付する。

(2) 個人面接(模擬授業等含む)について

試験時間	試験の内容
一人40分程度 (移動時間等含む)	・模擬授業等のあと、続けて面接(質疑応答等)を行う。 ※模擬授業等に関する内容の詳細については、第1次試験合格者に対して通知する。

(3) 筆記試験に関する内容

① 特別支援学校小学部教諭等及び特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）「保健体育」「音楽」「美術」

試験時間	試験内容
45分	特別支援専門の筆記試験は、マークシート方式で行う。 ①特別支援学校教育に関連する法令等及び学習指導や学習指導要領等から出題する ②学習指導要領は、平成31年3月末日までに公示されたもののうち、最新のものから出題する。 ③法令、制度等は、令和3年3月末日までに施行されたもののうち、最新のものから出題する。

② 中学校教諭等「英語」及び高等学校教諭等「英語」

試験時間	試験内容
45分	英作文の英語筆記試験を行う。

(4) 実技試験で実施する内容

① 中学校教諭等「家庭」及び高等学校教諭等「家庭」

試験内容	実施方法・準備するもの
(ア) 被服 ・被服実習（手縫い又はミシン） (イ) 食物 ・調理実習（身近な食品を用いた調理） ※内容の詳細は、第1次試験合格者に対して通知する。	<input type="checkbox"/> 実施方法 被服実習と調理実習に関する実技（実演、説明を含む）をそれぞれ15分程度（移動時間・準備時間等含む）行う。 <input type="checkbox"/> 準備するもの ものさし、チョコ、糸切りばさみ、リッパー、ルレット、チョコペーパー、まち針、手縫い針、しつけ糸、裁ちばさみ、エプロン、三角巾（頭巾）、手ふき ※被服で使う布、糸、調理で使う食物の材料及び調理道具は持参しなくてよい。

② 中学校教諭等「美術」、高等学校教諭等「美術」及び特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）「美術」

試験内容	実施方法・準備するもの
○鉛筆デッサン ※内容の詳細は、第1次試験合格者に対して通知する。	<input type="checkbox"/> 実施方法 個人面接（模擬授業等含む）終了後、個別で40分程度（準備時間等含む）の鉛筆デッサンを行う。 <input type="checkbox"/> 準備するもの 鉛筆（複数種類）、消しゴム

(5) 「体育」模擬授業に関する内容

中学校教諭等「保健体育」、高等学校教諭等「保健体育」及び特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）「保健体育」

試験内容	実施方法
○「体育」の内容に関する模擬授業 ※内容の詳細は、第1次試験合格者に対して通知する。	<input type="checkbox"/> 一人あたり30分程度（移動時間・準備時間等含む） ・授業の基本的構想発表の部分 ・模擬授業の部分 ・質疑応答の部分

【注意事項】

- ① 「体育」模擬授業の内容及び時間割り振り等は、第1次試験合格者に通知する。
- ② 着替えをする場所に限りがあるので、「体育」模擬授業を受験する日は、「体育」模擬授業に適した服装で集合すること。

9 出願手続

出願の方法には、「電子申請（インターネットを利用して必要事項を入力し、提出する方法）」「手書き申請（郵送で必要な書類を請求して手書きで記入し、提出する方法）」「特例対象者申請（郵送で必要な書類を請求して手書きで記入し、提出する方法）」の3種類がある。いずれの場合も、最後は郵送による提出が必要となるので注意すること。

(1) 【電子申請】(インターネットを利用して必要事項を入力し、提出する方法)

※第1次試験における一部試験免除・加点については、この方法でのみ申請することができる。

(特例対象者は、学校人事課から送付する所定様式で希望する。)

※インターネット接続、メールの送受信及び書類の印刷が可能な者は、原則、この方法で出願すること。

作業の流れ	① 電子申請システム利用者IDの取得・基本情報の入力・必要書類の印刷 ② 電子申請終了後の各作業（本人の署名欄等への手書き、写真・切手の貼付等） ③ 書類の提出(郵送)
入力期間	令和3年4月2日（金）0時～4月26日（月）15時59分
必要な環境	① インターネットのできるPC端末 ② プリンター ③ A4用紙（通常のコピー用紙。色つきの用紙やケント紙等の厚紙は使用しないこと） ④ メールアドレス ※「pref.okinawa.lg.jp」のホスト名からのメールを受信できるように設定しておくこと。 ※受験願書・受験票等を印刷できる環境が必要になる。印刷できない場合は、(3)の方法により書類を取り寄せ、所定の項目を記入すること。
方法	① 電子申請システム利用者IDの取得・基本情報の入力・必要書類の印刷 ※ 詳細は、別添の「受験願書等入力要領（電子申請用）」を参照すること。 ② 電子申請終了後の各作業（本人の署名欄等への手書き、写真・切手の貼付等） ※ 詳細は、別添の「電子申請終了後の作業要領」を参照すること。 ③ 書類の提出 「(4) 出願書類の提出方法」に従って、書類を提出すること。

(2) 【手書き申請】(郵送で必要な書類を請求して手書きで記入し、提出する方法)

※第1次試験における一部試験免除・加点について、この方法での申請は行えない。(1)の方法で申請すること。

書類の返送期間	令和3年4月7日（水）以降順次
方法	① 出願に必要な書類の請求 次のあて先に、返信用封筒として、書類の送付先の住所・氏名（敬称は「様」か「殿」とすること。）を記入して250円切手を貼り付けた角形2号封筒（縦33.2cm、横24cm）を送付すること。送付する封筒の表には「教員試験願書請求」と朱書きすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">あて先： 〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県教育庁学校人事課</div> 注意事項： ア 書類の申請は、令和3年4月1日（木）以降から受け付ける。 イ 書類は令和3年4月7日（水）以降、順次返送する。 ウ 令和3年4月7日（水）以降に請求の到達があったものについては、到達後1～2日（土・日・祝日を除く）で返送する。 ※往復の郵送に要する日数を考慮し、余裕を持って請求すること。 <u>郵送に日数を要して願書提出締切日に間に合わない場合は、不受理となる。</u> エ 返信用封筒は折り曲げてよい。 オ 返信に速達を希望する者は、必要な切手を追加で貼り付け、封筒上部に「速達」と朱書きすること。 カ 教育庁学校人事課、各教育事務所、沖縄県県外事務所及び県内各大学での配布は行わない。 ② 書類の記入等 出願に必要な書類の記入や写真・切手の貼付等の作業を行うこと。 ※ 詳細は、別添の「受験願書等記入要領（手書き用）」を参照すること。 ③ 書類の提出 「(4) 出願書類の提出方法」に従って、書類を提出すること。

(3) 【特例対象者申請】(郵送で必要な書類を請求して手書きで記入し、提出する方法)

※特例対象者で、第1次試験における一部試験免除・加点を希望する場合もこの方法で申請する。

対象者	p 2の特例対象者
書類の返送期間	令和3年4月7日(水)以降順次
申請方法	(2)の方法①～③と同様とする。ただし、送付する封筒の表には「特例対象者教員試験願書請求」と朱書きすること。 ※申請があった者に対しては、特例申請用の書類(一部免除、加点等の 所定様式 も含む)を送付する。

(4) 出願書類の提出方法

(1), (2), (3)の申請後、出願に必要な書類は、郵送のみ受け付ける。

提出する書類	「出願時必要書類一覧表(17ページ)」を参照して準備すること。 提出書類はすべてA4サイズで出力・印刷して提出すること。
出願書類の整理方法	提出に必要な書類中「出願書類提出様式」を角形2号封筒(縦33.2cm、横24cm)に貼り付け、受験校種・教科等、選考の種類、出願者の住所、氏名を記入し(既に記入されている場合は不要)、出願に必要な書類をすべてその中に入れて準備すること。
提出方法(郵送のみ)	① 用意した封筒を、特定記録又は簡易書留で郵送すること。 ② 受付期間 令和3年4月2日(金)～4月26日(月) ※当日消印有効 あて先： 〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県教育庁学校人事課 注意事項： ア 【電子申請】【手書き申請】【特例対象者申請】いずれの場合も、出願書類の提出は郵送とすること。 イ 特定記録又は簡易書留は郵便局の窓口でのみ引き受けており、ポストに投函することはできないので注意すること。 ウ 出願最終日に郵送する場合には、特定記録又は簡易書留に加え、速達とすること。 エ 書類が到達したか否かの問い合わせには応じない。追跡サービス等で確認すること。

(5) 受験票の発送

受験票は、6月下旬までに発送する(特別選考を希望した者及び第1次試験の一部試験免除・加点を希望した者含む)。出願書類に不備がある者に対しては受験票を原則発送しない。

10 結果の通知

試験の結果は、次の期日までに発表する。ただし、試験が延期になった場合の合格発表日については、別途連絡する。

- (1) 第1次試験の合格発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和3年8月6日(金)
- (2) 最終合格発表・・ 令和3年9月30日(木)

- ※ 発表時には、県庁行政掲示板(沖縄県庁入り口外)及び県教育委員会のウェブサイト合格者の受験番号を掲載し、合格者には合格通知を送付する。可否に関する個別の問い合わせには応じない。
- ※ 第1次試験では出願時、第2次試験では受験時に得点・順位の通知を希望し、返信用封筒を提出した者には、得点・順位を記した通知を結果発表後1週間以内に発送する。

1 1 合否判定の方法について

- (1) 第1次試験の合否判定
第1次試験の得点を基に合否判定する。
- (2) 最終合否判定
第2次試験の得点及び提出書類等を基に合否判定する。

※ すべての選考において、試験科目のうち著しく低い点数の科目がある者及び試験科目の一部を棄権した者は、その他の科目の点数にかかわらず不合格とすることがある。

1 2 教員候補者名簿への掲載

最終合格者は、令和4年度沖縄県公立学校教員候補者名簿（有効期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）に掲載する。

1 3 大学院・教職大学院進学者の名簿掲載の延長

最終合格者のうち、次の者は、大学院等（大学院又は教職大学院）の修了まで名簿掲載を延長することができる。

- (1) 対象となる者
次のいずれかの大学院（ただし、修了までの年限が2年以内のものに限り、通信制のものを除く。）への進学を予定する者又は在学中の者。
 - ① 教職大学院
 - ② 合格した校種・教科等の専修免許状を取得できる大学院
 - ③ 海外に所在し、修了時に修士号を取得できる大学院
- (2) 延長のための手続
名簿掲載の延長を希望する者は、合格後所定の期間内に申し出ること。申出に係る手続の案内については、合格通知に同封する。

1 4 勤務条件等

- (1) 勤務場所
採用されると、主に県内の公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教諭等又は養護教諭等として勤務するほか、人事異動により教育事務所、教育委員会等に勤務することがある。また、取得している免許・資格等により、受験した校種・教科等と異なる校種・教科等を担当することがある。
離島・へき地を含め県内のすべての学校現場等に配属になる可能性がある。
- (2) 給与・諸手当
令和3年4月1日現在の初任給月額（教職調整額・教員特別手当を含む。）は、修士課程修了（234,820）円、大学卒（212,892）円、短大卒（187,324）円（県立学校採用者（県立中学校を除く）は**184,620**円）で、いずれも経歴その他に応じてこの額以上となる。なお、現在公立学校教職員その他の公務員として勤務している者の初任給の号給は現在の号給より低くなる場合がある。
他に扶養手当、通勤手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、期末・勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。
- (3) 主な勤務条件
勤務時間は1週間あたり38時間45分である。休日等は原則として土曜日・日曜日・国民の祝日、慰霊の日（6月23日）、年末年始（12月29日～1月3日）である。年次休暇が一年につき20日（採用時はこれと異なる。）付与されるほか、産前産後休暇、育児休暇、育児休業、慶弔休暇、夏季休暇、介護休暇等がある。
- (4) 主な福利厚生
採用されると公立学校共済組合による健康保険及び年金に加入する。

15 注意事項

(1) 出願・受験資格について

- ① 提出書類等は、記入要領を熟読の上、正確に入力・記入すること。
- ② 提出書類は一切返却しない。
- ③ 受験願書の提出後は、受験校種・教科等の変更その他一切の内容変更・修正は受け付けない。願書の再提出も受け付けない。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正の事実があった場合は受験を認めない。また、後日発覚した場合には合格後であっても合格及び採用を取り消す。
- ⑤ 教員免許状取得見込みで受験した者で、令和4年4月1日時点で有効な受験する教科等の免許状を取得できなかった場合は、合格及び採用を取り消す。
- ⑥ 教員免許状の有効期限の更新又は更新講習修了確認の対象者がこれらの手続を完了できなかった場合は、合格及び採用を取り消す。
- ⑦ 心身の故障のため、教員としての職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、合格及び採用を取り消す。
- ⑧ ⑦に掲げる者のほか、教員としての適格性を欠くことが明らかとなった場合は、合格及び採用を取り消す。
- ⑨ 現に県外の学校若しくは県内の国立大学附属学校又は私立学校で本務の教諭等又は養護教諭等として勤務する者で、沖縄県公立学校教諭等又は養護教諭等になることを希望する者は、この試験を受験すること。
- ⑩ 受験に際しての配慮を希望する者は、沖縄県教育庁学校人事課（電話：098-866-2730、FAX：098-866-2724）までに問い合わせること。ただし、内容によっては、試験の実施上配慮できない場合もある。

(2) 提出物について

- ・受験調書（様式6）は、第1次試験当日の試験会場（教室）で提出する。第1次試験終了後の提出は受付ない。
- ・健康状況申告書（様式7）は、試験会場入り口で提出する。
- ・面接調書（別紙様式）に、懲戒処分歴欄を新設する。第2次試験当日の個人面接時（教室）に提出する。

(3) 試験について

- ① 試験実施期間中における受験者及び試験係員以外の者の許可なき会場立ち入りを固く禁ずる。
- ② 試験全体を通じて、特別の許可がある場合を除き、**試験会場内への車の乗り入れ、送迎のための会場内での車の乗り降りは禁止する**。周辺での乗り降りについても、近隣の迷惑にならないよう注意すること。
- ③ 試験会場周辺への路上駐車、近隣施設への無断・迷惑駐車を禁ずる。**違反をする者は受験を認めない場合がある**。また、試験終了時に迎える車を近くで待機させることは、近隣住民等の迷惑になるので固く禁ずる。
- ④ 筆記試験、適性検査及び論文試験の持ち物は次のとおりとする。

(ア) すべての受験者	受験票、黒鉛筆（HB又はB）、消しゴム
(イ) 「商業」の受験者	受験票、黒鉛筆（HB又はB）、消しゴム、そろばん又は電卓
(ウ) 「工業」又は「水産」の受験者	受験票、黒鉛筆（HB又はB）、消しゴム、電卓（関数機能付きのもの）
上記のほかに、試験時間中に机の上に置けるものは、 シャープペンシル、鉛筆削り（手動、小型のもの。ただし、ナイフは不可）、時計（小型のもの。ただし、辞書や電卓等の機能があるものや音が出るものやスマートウォッチ（腕時計型情報端末）は不可）、眼鏡、目薬、タオル、ハンカチ、ティッシュペーパー（携帯用のもの）、マスクに限る。 ※ウェアラブル端末は、種類に係わらず一切不可。	

- ⑤ 試験当日、受験者は会場内では携帯電話及びウェアラブル端末の電源を切ること。また、試験会場内で録音・録画・撮影・通信・通話等が可能な電子機器を使用することを禁ずる。
- ⑥ 試験会場内及びその周辺はすべて禁煙とする。
- ⑦ 試験会場で出たゴミは持ち帰ること。
- ⑧ 試験中のけが等について、会場では応急処置のみを行うので、各自、万一の事態に備えるほか、必要に応じて保険に加入するなどの準備を行うこと。
- ⑨ 受験すべき試験等を欠席した時点で、原則辞退として取り扱う。

(4) その他

実施要項に関すること、電子申請に関することその他試験に関する問い合わせは、**受験する本人が直接行うこと**。ただし、実施前の試験内容に関すること及び合否に関することについての問い合わせには一切応じない。

16 暴風雨時等の対応

台風等、暴風雨時の試験実施については、原則として次のとおりとする。なお、試験前や試験当日、試験の実施に変更が生じる場合には、「2 試験に関する連絡（1 ページ）」のウェブページで連絡するので、各自参照すること。台風以外の災害発生時も同様とする。電話での問い合わせは事務に支障が生じるため行わないこと。

- (1) 暴風警報等発令中でも、当日朝、バスが発車から運行している場合は、試験を実施する。
- (2) 試験開始後、バスが運行停止になった場合、別途指示する。
- (3) 暴風警報等が発令され、バスが発車から運行停止になった場合、その日の試験は行わず延期する。
- (4) 予定している日に試験が実施できなかった場合の試験の延期については、下記の日程を基本とし、詳細についてはウェブページで連絡する。
 - ・第1次試験……令和3年7月18日（日曜日）
 - ・第2次試験……令和3年8月27日（金曜日）・8月28日（土曜日）・8月29日（日曜日）

17 試験問題の公表

試験問題及び正答は、試験終了後10日以内に、沖縄県行政情報センター、宮古事務所及び八重山事務所の行政情報コーナーにおいて公開する。第1次試験の一般教養及び教職教養試験問題並びにすべての教科の正答は、沖縄県教育委員会のウェブサイトでも公開する。

過年度の試験問題についても同様に公開しており、沖縄県行政情報センターでは実費で複写することもできる。

・沖縄県行政情報センター（那覇市泉崎1-2-2 県庁2階）	電話：098-866-2139
・宮古行政情報コーナー（宮古島市平良字西里1125 宮古事務所1階）	電話：098-072-2551
・八重山行政情報コーナー（石垣市字真栄里438-1 八重山事務所1階）	電話：098-082-3040

18 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためやむを得ず受験できなかった者への特例

令和3年度実施の本試験において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため止むを得ず受験できなかった者に対しての特例

- (1) 受験年齢制限上限の受験者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため止むを得ず第1次試験を受験できなかった者に対しては、特例で令和4年度実施沖縄県教員候補者選考試験の受験を認める。
- (2) 第1次試験を合格した受験者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため止むを得ず第2次試験の受験ができなかった者に関しては、特例で令和4年度実施沖縄県教員候補者選考試験における第1次試験の免除を認める。

参考1：令和3年度 新規採用状況(見込み)

※下記の数字は令和3年3月16日現在の数値

教科等	小学校	中学校										高等学校			
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	家庭	英語	技術	国語	地歴	公民	数学
採用者数	217	12	9	8	9	5	2	14	0	14	1	6	4	2	6

教科等	高等学校														
	物理	化学	生物	保体	音楽	美術	英語	家庭	情報	農業	機械	電気	建築	土木	商業
採用者数	1	1	2	1	2	2	7	2	3	2	1	3	3	1	2

教科等	高等学校		特別支援学校 小学部	特別支援学校中学部・高等部								養護教諭
	水産	家庭調理		国語	数学	理科	保体	音楽	美術	家庭	技術	
採用者数	0	1	14	2	4	1	1	3	1	1	1	13

なお、過去の試験の志願者数、受験者数、合格者数等の情報は、2のウェブサイトに掲載されている。

参考2 令和3年度の主な変更点

- (1) 第1次試験における変更等について
 - 試験時間を、専門試験60分、一般教養及び教職教養試験50分とします。
- (2) 第2次試験における変更等について
 - 個人面接（模擬授業等含む）の試験時間は、一人当たり40分程度とします。
 - 中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「英語」の受験者には、英語筆記試験（英作文）を実施します。
 - 特別支援学校小学部教諭等及び特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）の受験者には、特別支援学校専門筆記試験を実施します。
 - 次の校種・教科等の受験者には、実技試験を実施します。
 - ・中学校教諭等及び高等学校教諭等のうち「家庭」の受験者
 - ・中学校教諭等、高等学校教諭等及び特別支援学校中学部・高等部（共通）のうち「美術」の受験者
 - 中学校教諭等、高等学校教諭等及び特別支援学校中学部・高等部（共通）のうち「保健体育」の受験者には、平成31年度まで実施していた実技試験は行わず「体育」模擬授業を実施します。なお、「保健」模擬授業は、個人面接（模擬授業等含む）で行います。
- (3) 出願の方法・提出書類について
 - 出願の方法は、電子申請を基本とし、手書きによる申請は、「郵送で必要な書類を請求して手書きで記入し、提出する方法」のみとします。
 - 第1次試験受験時に、新たに受験調書（様式6）を提出することとします。
 - 第2次試験受験時に提出する面接調書（別紙様式）に、懲戒処分歴欄を新設することとします。
- (4) 合否判定の方法における変更等について
 - 最終合否判定は、第2次試験の得点と提出書類等を基に合否判定することとします。
- (5) 令和3年度実施試験における留意点
 - 試験当日に、健康状態申告書（様式7）を提出することとします。
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等により、やむを得ず日程・会場及び試験内容等を変更することもありますので、定期的に沖縄県教育委員会ホームページに掲載する情報を確認して下さい。

参考3 令和4年度実施試験における変更予定について

- ・令和4年度実施選考試験において変更がある場合は、随時ホームページで周知します。

<https://www.pref.okinawa.jp/edu/jinji/saiyo/koritsu/index.html>

参考4 出願時必要書類一覧表

全員が提出する書類	電子申請	手書き	注意事項 (詳細は願書等作成要領を参照すること。)
受験願書(1枚目)	●	■	写真貼付・日付及び署名・職歴欄記入・1枚目と2枚目の左上貼り合わせ
受験願書(2枚目)	●	■	
受験票	●	■	郵便はがきに表裏ともしっかりと貼り付けること。63円分の切手を貼ること。
写真票	●	■	写真を該当欄に貼り付けること。
志願者登録票	●	■	電子申請用と手書き用で様式が異なるので注意すること。
出願書類提出様式	●	■	角2封筒に貼り付け、必要書類を全てこの中に入れること。
得点・順位通知用封筒様式	●	■	(希望者のみ) 長3封筒(テープ付き)に貼り付け、84円切手を貼ること。

特別選考・一部試験免除・加点希望者が提出する書類	特別選考 (障がいのある者)	特別選考 (スポーツ・芸術)	特別選考 (家庭(調理))	臨任等経験 による一部 試験免除	加点(特別 支援学校教 諭免許)	加点(国 際貢献活 動)	加点(水 産)	加点(英 語に関す る資格)	加点(司 書教諭)
様式1 身体に障がいのある者を対象とした特別選考申請書	■								
様式2-1 スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考申請書		■							
実績を証明する書類		★							
様式2-2 スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考 課題作文		■							
様式3 特定の資格を有する者を対象とした特別選考 職務経歴書			■						
専門調理師認定証書又は調理師免許証の写し			★						
様式4 一部試験免除・加点申請票				●※1	●※1	●※1	●※1	●※1	●※1
様式5-1 臨任等経験確認表				●					
辞令等の写し又は様式5-2 在職証明書				■※2					
特別支援学校教諭等普通免許状の写し又は免許状授与証明書原本					★				
派遣証明書原本						★			
海技免状の写し							★		
乗船経験を証明する書類							★		
英語に係る中学校又は高等学校教諭普通免許状の写し又は免許状授与証明書原本(小学校又は特別支援小学部のみ)、資格試験の証明書原本								★	
司書教諭に関する修了証書の写し									★
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)									※当時と現在で氏名が異なる場合

●……電子申請の際に出力される用紙を使用する。(特例対象者は、郵送で請求した用紙)

■……郵送で請求した用紙を使用する。

★……希望者各自で準備する。

※1 複数の一部試験免除・加点を希望する場合も、全体で1枚にすること。

※2 沖縄県教育委員会が任用する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、常勤講師並びに非常勤講師については不要

参考5 第1次試験受験時提出書類

全員が提出する書類	電子申請	手書き	注意事項 (詳細は願書等作成要領を参照すること。)
様式6 受験調書(1枚目)	●	■	必要事項を記入・1枚目と2枚目の左上貼り合わせ・3部提出 ※第1次試験免除者は、郵送で提出(7月11日消印有効)
受験調書(2枚目)	●	■	
様式7 健康状態申告書	●	■	必要事項を記入・1部提出 ※第1次試験免除者は、提出なし

●……電子申請の際に出力される用紙を使用する。(特例対象者は、郵送で請求した用紙)

■……郵送で請求した用紙を使用する。